欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	14,150	19,400	13,850	19,050	9,850	15,050	9,500	14,700
アイルランド	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	185	253	181	249	128	197	124	192
アルバニア	ﾚｸ	9,600	13,200	9,400	13,000	6,700	10,200	6,400	10,000
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	42,890	58,680	41,840	57,630	29,740	45,530	28,680	44,470
イタリア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	4,555	6,230	4,440	6,115	3,155	4,830	3,045	4,720
ウズベキスタン	ｿﾑ	1,358,000	1,858,000	1,325,000	1,825,000	942,000	1,442,000	908,000	1,408,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	84	114	82	112	58	89	56	87
エストニア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
オーストリア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
オランダ	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	56,200	76,900	54,850	75,500	38,950	59,650	37,600	58,300
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	6,040	8,260	5,890	8,110	4,190	6,410	4,040	6,260
キプロス	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ギリシャ	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	9,530	13,040	9,300	12,810	6,610	10,120	6,370	9,880
クロアチア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
コソボ	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ジョージア	ﾗﾘ	302	413	294	406	209	320	202	313
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	92	126	90	124	64	98	62	95
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	1,090	1,490	1,060	1,460	750	1,150	730	1,130
スペイン	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
スロバキア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
スロベニア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102